

小川富也税理士事務所だより

編集発行人
税理士・行政書士
小川富也

〒796-0068
八幡浜市浜之町180番地
TEL 0894-24-3355
FAX 0894-24-2882

謹賀新年

平成25年元旦



法定調書

◆提出調書と支払内容◆

〈提出期限〉
平成25年
1月31日(木)

給与所得の源泉徴収事務の締めくくりである年末調整の手続きが終わった後、引き続き行わなければならないのが「法定調書」の作成・提出作業です。1月はこの法定調書の提出月となります。

法定調書とは、所得税法、相続税法及び租税特別措置法等の規定により、(平成24年中に)一定の支払い等をした際に、その内容について所定の調書を作成し、所轄の税務署に提出するよう義務付けられているものです。

例えば、従業員に対して給与を支払った場合には「給与所得の源泉徴収票(給与支払報告書)」、特定の者に報酬等を支払った場合には「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」の提出が必要となります。

また、地代・家賃を支払ったり、不動産の買入代金を支払った場合のように源泉徴収の対象とされていないものについても「不動産の使用料

等の支払調書」や「不動産等の譲受けの対価の支払調書」の提出が必要です。

しかし、法定調書の作成・提出の手続きは提出義務者にとって相当の負担ともなります。そこで課税の公平性を害さない範囲において、区分や支払金額により提出不要の限度を設けていたり、所轄税務署に提出する「給与所得の源泉徴収票」と市区町村に提出する「給与支払報告書」などは様式を統合するといった負担軽減措置が講じられています。

法定調書には多数多様な種類がありますが、ここでは一般的に会社が提出をしなければならない6種類の法定調書の支払内容についてまとめました。

それぞれの法定調書の金額による提出範囲やその他詳細につきましては、税務署より配布の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」をご参照下さい。

提出する調書	支払の内容
給与所得の源泉徴収票(給与支払報告書) ※給与支払報告書は市区町村に提出	俸給、給料、賃金、歳費、賞与、その他これらの性質を有する給与
退職所得の源泉徴収票・特別徴収票 ※特別徴収票は市区町村に提出	退職手当、一時恩給、その他これらの性質を有する給与
報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	所得税法第204条第1項各号並びに所得税法第174条第10号及び租税特別措置法第41条の20に規定されている報酬、料金、契約金及び賞金 (外交員、集金人、電力量計の検針人、ホステス、コンパニオン等への報酬、料金や広告宣伝のための賞金等)
不動産の使用料等の支払調書	不動産、不動産の上に存する権利、総トン数20トン以上の船舶、航空機の借受けの対価 不動産の上に存する権利の設定の対価
不動産等の譲受けの対価の支払調書	不動産、不動産の上に存する権利、総トン数20トン以上の船舶、航空機の対価
不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書	不動産、不動産の上に存する権利、総トン数20トン以上の船舶、航空機の売買又は貸付けのあっせん手数料

■経営革新に向けて

「イノベーション」とは何か？ ドラッカーに学ぶ7つの機会

時代の変化が急激に進む今日、企業経営にとって「イノベーション」は不可欠な要素ともいわれています。最近、マスコミなどでも「イノベーション」という言葉がよく使われていますが、一体、「イノベーション」とはどのような意味で、なぜ企業経営にとって重要なのでしょうか。

「イノベーション」とは一般的に「画期的な新技術」「顧客に対して違う満足を与える」「付加価値をもたらし新たな取り組み」などといった意味合いで使われています。

意味合いについては若干の違いは

イノベーションのための 7つの機会

- ① 予期せぬ成功と予期せぬ失敗を利用する
- ② ギャップを探す
- ③ ニーズを見つける
- ④ 産業構造の変化を知る
- ⑤ 人口構造の変化に着目する
- ⑥ 認識の変化をとらえる
- ⑦ 新しい知識を活用する

あると思いますが、いずれにしても

「イノベーション」を起こすヒントになるのが米国の経営学者・ドラッカー博士が提唱した「7つの機会」が非常に参考になります。

ドラッカー博士は、米国では経営の神様とも呼ばれ、日本でも「もし高校野球の女子マネージャーがドラッカーの『マネジメント』を読んだら」がベストセラーになるなど、マネジメントに関する著書が多数あります。

ドラッカーは「イノベーションのための7つの機会」を次のように提唱しました。

【予期せぬ成功と予期せぬ失敗を利用する】

予期していなかった失敗や成功があった際に、どうしてそのようなこ

とが起こったのかをじっくり考えることが大事です。たまたま起こったのではなく、市場のニーズに合わなくなってきた結果や、逆に市場のニーズをとらえた結果かもしれないからです。

【ギャップを探す】

ギャップにこそチャンスがあります。それは4種類あります。一つ目、業績ギャップです。需要が増大しているにもかかわらず業績の向上に結びつかない場合です。二つ目は、認識ギャップです。真剣な努力が間違った方向で取り組まれている場合です。三つ目、価値観ギャップです。生産者が考えている価値と顧客の価値に食い違いがある場合です。四つ目は、プロセス・ギャップです。製品サービスの提供のプロセスなどに不都合なり欠陥が存在する場合です。

消費者の価値観に対する企業の勝手な思い込みはないでしょうか。両者の間に価値観のギャップがないかを考えてみましょう。

【ニーズを見つける】

ニーズは発明の母ともいわれます。物事を進める過程に潜んでいるニーズを顕在化させてみましょう。

【産業構造の変化】

産業や市場が変化すると、従来の仕

事のやり方が通用しなくなり、

産業構造の変化から世界の自動車産業は自国市場重視から真つ先にグローバル戦略に切り替え、世界中に自動車を普及させました。この動きに最初に取り組んだのが日本の自動車企業です。

【人口構造の変化に着目する】

人は毎年1歳ずつ年をとっていくので、人口の増減や年齢構成の変化ほど予測が容易なものはありません。

【認識の変化】

コップに水が半分入っている状況を見て、「まだ半分入っている」と見るのか、「もう半分空である」という2つの見方があります。同じ量でも見方の違いによって意味は大きく異なります。

【新しい知識】

発明や発見による新しい知識を活用することです。

これらの「7つの機会」は、自社が新しいことに取り組もうとする際に、もつとも身近なところにヒントがあることを教えてくれます。

日常業務における、なにげない失敗や成功を安易に見逃すことなく、その原因を追究していくことが、経営革新成功の秘訣であるといえます。



インターネット取引での 仕入税額控除の適用について

近年、インターネットを通じて商品の発注を行うという企業も増えてきています。このような場合には、取引先から請求書等の書類を受けられないということが考えられます。

では、請求書等の交付を受けなかったことが、やむを得ない理由があったとして、仕入税額控除の適用を受けることはできるのでしょうか。

消費税の課税事業者が仕入税額控除の適用を受けるには、原則、「課税仕入れ等の事実の帳簿への記載、保存及び課税仕入れ等の事実を証する請求書等の保存」が必要です。

- ① 書類の作成者の氏名又は名称
 - ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
 - ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容
 - ④ 課税資産の譲渡等の対価の額
 - ⑤ 書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称
- といったいわゆる「法定事項」が記載されているものとされています。また、請求書等の交付を受けな

ったことにつきやむを得ない理由があるときは、帳簿に「消費税法第30条第8項の記載事項」に加えて、そのやむを得ない理由及び課税仕入れの相手方の住所又は所在地を記載して保存することにより、仕入税額控除の適用を受けることができる旨が定められています。

国税庁の質疑応答事例をみてみると、インターネットを通じた取引では、請求書等に記載されるべき法定事項が通信回線を介してコンピュータ間で電子データとして交換されるため、請求書等が作成・交付されないことになり、これは、請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由に該当するものと考えられるとしています。

したがって、帳簿に記載すべき事項に加え、インターネット上での取引による課税仕入れであること及び課税仕入れの相手方の住所又は所在地を記載・保存する場合には、仕入税額控除の適用を受けることができます。

1月の税務と労務

一 税 務

- ★給与所得者の扶養控除等申告書の提出
 - (1)提出期限…本年最初の給与支払日の前日
 - (2)提出先…給与の支払者(所轄税務署長)
- ★支払調書の提出 提出期限…1月31日
- ★源泉徴収票の交付
 - (1)交付期限…1月31日
 - (2)交付先…(イ)所轄税務署長 (ロ)受給者
- ★固定資産税の償却資産に関する申告 申告期限…1月31日
- ★個人の道府県民・市町村民税の納付(第4期分) 納期限…1月中で市町村の条例で定める日
- ★24年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
 - 納期限…1月10日(年2回納付の特例適用者は前年7月から12月までの徴収分を1月10日までに納付、納期限の特例届出書提出者は1月21日までに納付)
- ★24年11月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税) 申告期限…1月31日
- ★2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税) 申告期限…1月31日
- ★法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税) 申告期限…1月31日
- ★5月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)…半期分 申告期限…1月31日
- ★消費税の年税額が400万円超の2月、5月、8月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税) 申告期限…1月31日
- ★消費税の年税額が4,800万円超の10月、11月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(9月決算法人は2カ月分)(消費税・地方消費税) 申告期限…1月31日
- ★給与支払報告書の提出
 - (1)提出期限…1月31日
 - (2)提出義務者…1月1日現在において給与の支払をしている者で、給与に対する所得税の源泉徴収義務がある者
 - (3)提出先…給与の支払を受けている者の住所地の各市町村長

一 労 務

- ★労働災害保険事業開始届 提出期限…1月10日
- ★健保・厚保の保険料の納付 納期限…1月31日

2013年の幕が明けた。経済を取り巻く環境は、今なお先が見通しにくい情勢だ。しかし、不景気風に負けず、逆風が吹けば吹くほど舞い上がる大風のように、企業家精神で今年を躍進の年としたいものだ。▼昨年、シャープの経営悪化が大きなニュースとなった。過剰投資と販売低迷が主な要因だが、シャープの過信も無視できない。「アオス」ブランドの液晶テレビが大ヒットした当時、シャープはパナソニックやソニーに「勝った」と思ったのではないか。市場で有利に立ったことが大型

「追いつき追い越せ」の精神

投資の動機になったといわれている。▼しかし、世界に目を向ければ、韓国勢、台湾勢が急成長し、世界市場で勝ったわけではなかった。価格だけでなく技術面でも苦戦を強いられている。国内では勝ったかも知れないが、グローバル市場では負けている現実を直視できなかったのではないか。▼バブル時代もそうだった。日本企業は勝ったと感じた。それが転落の始まりだった。企業は常にチャレンジャーの気持ちで、「追いつき追い越せ」の精神を忘れてはならない。